
平成23年第1回大和町議会定例会会議録

平成23年3月4日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「会期の決定について」

「諸般の報告」

日程第 3 「議案第 1号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例」

日程第 4 「議案第 2号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例

日程第 5 「議案第 3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 4号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例」

日程第 7 「議案第 5号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の
一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 6号 大和町特別会計条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 7号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 8号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を廃止する条例」

日程第 10 「議案第 9号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

日程第 11 「議案第 10号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 12 「議案第 11号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 13 「議案第 12号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第 14 「議案第 13号 平成22年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 15 「議案第 14号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算」

日程第 16 「議案第 15号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 17 「議案第 16号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 18 「議案第 17号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 19 「議案第 18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 20 「議案第 19号 平成23年度大和町一般会計予算」

日程第 21 「議案第 20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 22 「議案第 21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 23 「議案第 22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 24 「議案第 23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 25 「議案第 24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算」

- 日程第26「議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第27「議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第28「議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後1時32分 開 議

午前10時00分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成23年第1回大和町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番伊藤 勝君
及び4番平渡高志君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください さい。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第1回大和町議会定例会開会に当たりましてごあいさつを申し上げますが、その前に、ただいま、全国町村議会議長会からの奨励賞ということで、大和町の議会広報調査特別委員会の皆様方が受賞されました。さらには、県の町村議会議長会の入選議会ということで、ダブルで受賞されたということでございます。大変おめでとうございます。皆様方の常日ごろの広報活動、議会活動はもちろんですが、その中での広報活動に対する奨励ということだというふうに思っております。常日ごろからの大変な研鑽、努力をされた中での広報活動に敬意を表するところでございますが、改めてお祝いを申し上げたいと思いますし、今後ますますわかりやすい、そして正確な広報活動、広報づくりをよろしくお願いしたいと思います。大変おめでとうございます。

それでは、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日ここに、平成23年第1回大和町議会定例会が開催されるに当たり、平成23年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますとともにご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

初めに、我が国の政治経済状況は平成20年度後半に発生いたしましたリーマンショックによります厳しい景気後退状況に対し、各種経済対策等により平成22年初頭ごろから徐々に持ち直しつつあったところでございますが、昨年後半からの円高株安によりまして新たな経済対策が求められる事態となっております。加えまして地球グローバル化の進行により、世界各地の政治動向がきっかけとなり日本経済に影響を与えることも想定しなければならぬものとなっております、日本政府の対処にも注視が必要となっているところでございます。

こうした中、民主党政権によります平成23年度国家予算編成が基礎部分から始められました。全体を取り巻く経済環境から確実な財政再建ストーリーをえがき難い状況の中、平成33年度以降に公債等残高の対GDP比が安定的に低下していく財政構造を目指し、歳入の公債発行額及び歳出の公債費を除いた経費が平成22年度の水準、規模を上回らないとの中期財政フレームを設け、総額92兆4,100億円強の予算編成となり、現在国会審議中でございます。

国の予算編成に伴いまして平成23年度地方財政対策も決定されたところでございますが、総額82兆5,200億円程度の支出規模に対し14兆2,500万円程度の財源不足が見込まれ、第1段の国におきます既往法定加算、地方交付税の増額、臨時財政対策債の発行及び起債充当率の引き上げの対策を行った上でも不足する財源7兆6,300億円につきましては、第2段として国と地方が折半して負担することになったものでございますが、地方負担分は臨時財政対策債の借入増加による穴埋めとなっております。

このような内容を含んでのものではありますが、地方交付税、地方譲与税、臨時財政対策債に地方税を加えた地方一般財源総額は、平成22年度と同等の規模が確保される見通しとなったものでありますので、予算並びに予算関連法案の国会審議成立を見守ってまいりたいと考えております。

次に、町の平成23年度予算編成についてでございます。

予算編成は、昨年10月27日に開催いたしました予算編成説明会におきまして編成方針を示すことによりスタートしたものでございますが、今年度は編成方針とともに平成23年度から3年間の中期財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え町課題への対応検討を複数年度の財政状況を踏まえて計画的対策、対応を図ることとしたものでございます。このため、11月の庁議におきまして、中期財政見通しの説明周知と予算編成方針の意図に沿った予算要求書作成を指示したところでございます。

方針におきましては、国全体の動向を見守りながらも、大和町としての現状を踏まえ必要施策を進めていくことを明示する半面、普通建設事業や臨時的経費については中期財政見通しでは平成24年度が一番厳しい状況と見込まれますことから、3年間を通した財源調整も意識して編成するものとしたものでございます。あわせて事業計画、事業配分に当たっては常に事務事業を支える歳入を意識し、さらに現年度の執行状況の評価から工夫を加え、削減可能なものを的確にとらえ、効率的編成により第4次総合計画の目指す「活力に満ちたまち・みやぎの中核都市・大和」の実現推進を図ることとしたものでございます。さらに、平成23年度の重点主要事業としての優先性等検討のため前倒しで主要事業ヒアリングを行い、実行予算等の指示、編成を行ったものでございます。

編成いたしました予算をとおしまして新年度の町の財政を見ますと、歳入面では進出企業操業や景気の持ち直し見通しから、町民税法人税割が約3,700万円の増、固定資産税においては企業進出による償却資産が増加見通しとはなっておりますが、試算内容の把握時期との関連で約1,500万円の増額、都市計画税は約800万円の増額計上に対し、個人町民税や町たばこ税の減額があり、町税全体では約1,500万円の増額計上といたしております。

一方、平成22年度収入状況や平成23年度地方財政対策から地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等については減額を、臨時財政対策債は積算見込の額のおおむね7割で前年度同額の3億2,950万円とし、その他水道高料金対策等を含め町債総額は830万円減の3億4,170万円を見込み、歳出公債費元金償還額との比較で年度末町債残高は約3億5,000万円減少する見込みとなっております。

子ども手当支給に関する国庫支出金及び県支出金につきましては、12カ月分の支給対応と実績による対象者増により増額見込であるのに対し、国庫支出金では道路関係補助金、民間保育所建設補助金の増減相殺があり、また、県支出金は緊急雇用関係交付金、選挙委託金の増減相殺がありますが、結果としてはおのこの増額となったものでございます。

また、地方交付税につきましては、地方財政対策で2.8%の伸び率と平成22年度実績により、普通交付税で2,600万円の増額を見込んでおります。

基金繰入金は、国の施策によりまして3月補正で積み立てをいたします「住民生活に光をそそぐ基金」から平成23年度事業相当分の1,061万円を、また、庁舎建設基金からは残高の約480万円を、学校教育振興基金からは小学校図書充実に対する寄附金相当分の100万円の繰り入れが主体でございまして、本年度も昨年度に引き続き当初予算では財政調整基金からの繰り入れはゼロとしてスタートする編成といたしております。

次に企業進出関係についてであります。昨年7月から工事が進められておりました東京エレクトロン宮城株式会社様は4月から具体的な現場での準備が始められ、本格的生産活動に向けたスタートが切られることになっております。これに合わせ、社員も山梨県内の事業所や宮城県の松島事業所から順次移られると伺っております。

また、リサーチパーク内に建設を進めておりましたソマテック株式会社仙台工場様及びスズデン株式会社大和工場様につきましても東京エレクトロン宮城株式会社様に歩調を合わせた準備が行われているところであり、団地周辺はその様相を大きく変えることとなりますので、地域の皆様と一緒に対策、対応が必要な場合は講じてまいりたいと考えております。また、東京エレクトロン宮城株式会社様の取引企業であり昨年10月に大和流通工業団地に進出いただきました株式会社ニューテック様も、今月中には新工場が完成する運びとなっております。

新たな企業の進出情報といたしましては、リサーチパークに隣接いたします県有地に半導体製造装置の部品加工を手がける企業から、また、第一仙台北部中核工業団地には自動車関連産業の金属加工を手がける企業おのこの1社から進出意向が示されております。今後ともあらゆる機会を通じて、進出可能性のある企業の誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、1月6日に稼働いたしましたセントラル自動車株式会社様では、

去る2月16日に村井宮城県知事や県内市町村長、関連企業関係者及び国内外メディアが出席して新本社工場開所式が行われました。式典前には工場生産体制の公開がございまして、随所に改善工夫を施し、コンパクト、フレキシブルで環境に配慮した結果、初期投資額を4割削減することができたとの説明に、東北の生産拠点整備に寄せる決意を感じたところとございまして、今後の隆昌発展を期待いたしますとともに進出企業従業員の方々の定住促進を図ってまいります所存でございます。

次に、たちばな会によります菜の花保育園整備についてでございますが、1月末で建設完了、引き渡しを受け、現在は備品購入設置ともに保育、運営に関する最終チェックを行っているところであります。また、入所募集は町の保育所と同時に行い、既に66名の入所を決定し保護者にご連絡をしておりますので、4月から元気に登園されることを念願しているところでございます。菜の花保育園では延長保育や一時預かり保育の実施も予定されており、運営委託費のほかにそれら事業への助成も措置しているところでございます。菜の花保育園の開所によりまして町内保育所の保育定員は195名から270名に増員となり、待機児童解消に向けた施策実施を行ったところとございますが、一部年齢別で保育定員をオーバーするところとございまして、今後の課題であると認識しているところでございます。

次に、平成21年度からの繰越事業として吉田、宮床地区の一部で進めておりました光ケーブルによります情報通信施設整備事業は、3月1日にNTT東日本株式会社宮城支店と貸与契約を締結し、順次、加入申込者への宅内通信線引込によりますサービスが開始されることになっております。2月末の事前予約で91戸、対象戸数の28%強の申し込みとなっており、高速通信施設整備が待ち望まれていたことを改めて実感したところとございます。

次に学力向上対策についてでございますが、全国学力・学習状況調査とともに全学年の標準学力調査を行い、その分析と対策に取り組んでまいります。既に平成22年度の各種調査を通して指導上大切にすべきこととして国語、算数・数学における指導の重点として何項目かを指導計画に含んでおりますので、そのことに留意して指導に当たってもらうこととしております。また、家庭学習時間の不足に対する対策といたしましては、全小中学校で家庭学習ノートを配付し、それぞれの児童・生徒が家庭学習の手引

をもとに家庭で学習したものを翌日先生に提出し、先生に指導してもらうことによりまして家庭学習の習慣化と家庭学習時間の増加につなげていきたいと考えております。

学力向上のためには先生方の授業における指導と主体的に学習に取り組もうとする児童・生徒の意欲や保護者の協力が一体となって推進されることが必要でありますので、その意識づけ、体制づくりを指示しているところでございます。

それでは新年度予算につきまして、重点事業、主要事業を主体にご説明申し上げます。

最初に宮床中学校体育館建設事業であります。平成24年度建設整備を目標に、新年度は実施設計を予定しております。現状の体育施設は整備経過もあり2施設となっており、また、当初の体育館は生徒数の増加に対しまして手狭となっていることと経年劣化が見られるため、新体育館整備が課題となっていたものでございますが、平成23年度に補助事業取り組みの整備等の条件を整えながら実施設計を行うこととしております。また、24年度建設に向けましては、中期財政見通しを踏まえ複数年度での財源運用を図るため、平成22年度補正予算で学校校舎建設基金に2億円を積み増しすることとしたところでございます。

次に交通ターミナル事業についてであります。事業の性格により、主体事業の平面整備に加えて待合施設等第2段目の設計発注を行ったところであります。新年度は平面整備に着手予定としており、平成24年度に最終整備を行い、平成25年4月に利用開始とするスケジュールを考えているところでございます。これに合わせまして、ターミナル利用のソフト体制に関しましては宮城交通グループや郡内町村と町民バス利用協議を進めますとともに、ことし秋には宮城県の事業といたしまして本町と地下鉄泉中央駅を結ぶ急行バスの実験運行を行うことになっておりますので、多くの町民の方々に参加を願い、モニターとしての意見をいただきながら、交通ターミナルを活用しながらより改善された路線として実現されるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、継続して実施しております町道吉田落合線整備についてであります。地権者皆様方との協議が整い、2月初めに契約調印となりました。今後は工事により圃場を分断することとなるため、仮畦畔や用水手当工事

を行い、耕作準備に支障とならない措置を講ずることといたしております。また、工事は平成24年度までに暫定2車線の整備を行い、国道457号線と結ぶこととしており、地権者の皆様に改めて感謝申し上げるものでございます。

次に、地域活動支援センターの設置、運営についてでございます。本事業は、法体系により平成12年、精神障害者の小規模作業所として運営を開始したものでありますが、障害者自立支援法等によりまして精神、知的、身体の3障害の方々を対象といたしまして平成23年度中の体制整備が要請されていたものでございますが、1年前倒しの本年4月からの開所とするものであり、現在開所準備を進めておるところでございます。

次に水田農業構造改革対策についてでございますが、本町は土地利用の面から多くの水田利用が行われており、水田農業対策は重要な施策でございます。しかし、近年の農業施策はなかなか将来を見通すことは難しく、農業従事の方々にとりましては厳しい局面を迎えているところでありますが、町といたしましては、2年目の取り組みとなります戸別所得補償制度の運用等について町民皆様への早期情報提供や事務推進を図り、農業者の立場に立った運用を進めてまいります。また、町単独としまして大和町地域水田農業推進協議会への補助を従来同様に行い、コスト削減のための水稲直播栽培や自給力向上を目的といたしました転作への支援並びに機械整備への助成を行ってまいります。

次に、平成21年度から実施しております新エネルギー利用促進事業についてでございますが、2年目を迎えた今年度の現時点での実績は住宅用太陽光発電施設で70件、1,035万8,000円、ハイブリッド車購入で55件、615万1,000円の合計1,650万9,000円となっております。太陽光につきましては70件のうち転入者の整備が20件となっており、一定の定住促進効果に結びついたものと判断いたしております。この新エネルギー利用促進事業につきましては、3年間5,000万円の事業費を想定しておりましたので、平成21年度分と合わせ3,700万円の累計となりましたことから、新年度では1,300万円の措置を行い、国・他自治体が制度終了としているときに継続しての制度であることをPRし、さらなる定住につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

次に役場跡地利用についてでございますが、このことにつきましては議会

からのご意見もいただいておりますので、更なる協議、検討を行い、商店街周辺での空き地とはせず、地域活性化に寄与できるものとして活用を図っていきたいと考えておりますので、今後とも協議、ご支援をお願いいたします。なお、協議結果を踏まえまして実施設計等の補正も予定しておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

以上が平成23年度重点事業及び主要事業とするところでありますが、継続して第4次総合計画の実現に向け計画各項目目標に沿った事業を予定しているところでございます。

以上の内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は78億9,940万円で、前年度に比較いたしまして1億5,050万円、1.9%の減となったところでございます。これに充てます財源につきましては町税33億7,077万6,000円、地方交付税19億8,900万円、国庫支出金7億6,957万円、県支出金4億5,031万8,000円、町債3億4,170万円とその他の収入のほか、住民生活に光をそそぐ基金等から1,743万5,000円の取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計では保険給付費の増加から増額を、介護保険事業勘定特別会計は前年並みの保険給付費であります。全体として若干の減額となっております。

財産区特別会計につきましては3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をしておりますが、宮床財産区特別会計におきましては観光及び各種地域行事等に要する駐車設備整備費を見込み、増額といたしております。

奨学事業特別会計は、高校・大学生対象者の増を見込み、約27%の増額といたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合会納付分及び人件費の調整から若干の減額措置となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、補助事業での管路長寿命化や単独事業での末端管路整備並びに管理が主体となっており、公債費償還も含め減額の措置といたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費としての公債費元金償還増を措置したものであります。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、対象区域内10基の設置工

事により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものであります。

なお、老人保健特別会計につきましては、平成20年4月に後期高齢者医療制度創設に伴い3年間の猶予期間をもって終了することになっておりましたので、平成22年度をもって廃止するものでございます。

水道事業会計につきましては、鶴巣、落合地区への配水管強化事業と施設の計画的修繕及び老朽管の布設がえを行い、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除く平成23年度の各種会計予算の総額は125億6,907万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして1.1%、1億3,843万7,000円の減となったところでございます。

以上が平成23年度当初予算の概要でございますが、国におきましては平成22年度補正予算が昨年12月に可決されました。これに伴い新設されましたきめ細かな交付金事業及び住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましては平成22年度3月補正予算として計上し、きめ細かな交付金事業は繰り越しによる執行を、住民生活に光をそそぐ交付金事業は基金創設の上基金積立を行い、事業年度であります平成23年度及び平成24年度に基金繰入充当により事業を執行する予定といたしております。

次に、平成22年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第9号の一般会計につきましては、前段ご説明いたしましたきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金事業のほかに、路面凍結への対処として融雪剤散布等除雪経費に2,000万円を追加いたしております。その他各種事業執行に伴います精算措置を行った上で、後年度事業への備えや複数年度での財源効率活用のため、学校校舎建設基金に2億円を、まちづくり基金に2億300万円の積み立てを行うことといたしております。補正額は4億4,661万5,000円を追加し、総額を88億75万5,000円とするものでございます。これらの財源措置といたしましては町税1億6,037万2,000円、地方交付税1億4,293万4,000円、国庫支出金5,957万9,000円、繰越金4,995万7,000円、地方消費税交付金1,974万5,000円の追加や一部整理減額での対応といたしております。

議案第10号及び議案第11号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の増額見込及びその他経

費の調整により増額措置をいたしております。

議案第12号の吉田財産区特別会計補正予算は、吉田字沢渡北の県行造林地樹木売却に伴います分収金収入に対して、吉田愛林公益会への交付金と沢渡地区保護組合への巡視等交付金を控除し、残額の財産造成基金への積み立てを措置したものでございます。

議案第15号の後期高齢者医療特別会計は広域連合納付金の精算調整減額を措置したものであり、議案第16号の下水道事業特別会計は小林製薬関係の一括処理関連経費を措置したものであります。

水道事業会計及びその他会計につきましては、おのおのの会計におきまます事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものでございます。

次に、予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第1号は、国の補正予算に関連して平成23年度以降の経費に充当するため、新たに住民生活に光をそそぐ基金を設けるもの。

議案第2号は、交通安全指導員の任命条件であります20歳以上65歳までを、社会状況から必要である場合は任期延長ができるようにするもの。

議案第3号は、職員の服務宣誓書文言に一部加入を行い、改めて大和町職員としての認識を高めようとするもの。

議案第4号は、地方公務員の育児休業等に関する法律改正に伴い、町職員の育児休業等に関する条例規定を改正するもの。

議案第5号は、地方自治法の改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことに伴い関連部分を改正するもの。

議案第6号は、前段説明いたしました老人保健特別会計を廃止するもの。

議案第7号は、吉岡南第二土地区画整理地内の都市計画用途地域の変更が行われることに合わせまして地区計画の変更を行い、社会状況に応じたまちづくりを進めようとするもの。

議案第8号は、奨励金交付の要件期日が到来したことにより、大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を廃止するもの。

議案第31号は、新たに町道路線の認定を行うもの。

同意第1号から同意第3号は、本年5月18日に任期満了を迎えます3財産区管理委員の選任について、各地区財産区管理委員推薦委員会からの適任者推薦に基づき、任命に当たり議会の同意をお願いするものでございま

す。

諮問第1号は、本年6月に任期満了を迎えます人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上が平成23年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、最後に黒川行政の件について一言だけ申し上げたいと思いますが、先般の2月25日の定例議会によりまして、新年度より、今まで不在でございました助役が決定し、新年度から助役、佐野現局長がその職につきまして黒川行政のために働くことになっております。体制が変わりましたのでちょっと時間をお借りしてご報告をさせていただきましたが、どうぞよろしくご指導もお願いします。

以上申し上げました。どうぞ慎重なる審議を改めてお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

-
-
- | | |
|--------|--|
| 日程第 3 | 「議案第 1 号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例」 |
| 日程第 4 | 「議案第 2 号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 5 | 「議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 6 | 「議案第 4 号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 7 | 「議案第 5 号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 8 | 「議案第 6 号 大和町特別会計条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 9 | 「議案第 7 号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」 |
| 日程第 9 | 「議案第 8 号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を廃止する条例」 |
| 日程第 10 | 「議案第 9 号 平成22年度大和町一般会計補正予算」 |
| 日程第 11 | 「議案第 10号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」 |
| 日程第 12 | 「議案第 11号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」 |
| 日程第 13 | 「議案第 12号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」 |
| 日程第 14 | 「議案第 13号 平成22年度大和町奨学事業特別会計補正予算」 |
| 日程第 15 | 「議案第 14号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算」 |

- 日程第16「議案第15号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
日程第17「議案第16号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
日程第18「議案第17号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
日程第19「議案第18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算」
日程第20「議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算」
日程第21「議案第20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
日程第22「議案第21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
日程第23「議案第22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算」
日程第24「議案第23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算」
日程第25「議案第24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算」
日程第26「議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第27「議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第28「議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第1号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例から日程第20、議案第18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

おはようございます。

それでは、別添の議案書1ページをお開き願います。

議案第1号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例でございますが、こちらの内容につきましては、ただいま施政方針によりましてご説明もありませんけれども、国の平成22年度の補正予算におきまして、住民生活に光をそそぐ事業として展開をするということで交付される内容となりました。しかし、対象は23年度以降の臨時等の人員採用によります事業執行でございますので、今回は収入予算を計上して新たに基金を設け別途管理をした

上で、23年度以降、その基金の取り崩しにより事業執行をするという方針が示されたところから、新たに基金の条例を設けるものでございます。

第1条につきましては、基金の趣旨を書いております。

第2条につきましては基金の額でございますけれども、今回補正の内容でもございますが、1,958万円が国から交付されることに内示を受けてございます。この国からの交付額、その部分のみを積み立てする予定と規定をいたしたものでございます。

管理、運用収益につきましては、一般の基金の条例と同様の内容で規定をいたしてございます。

第5条の処分でございますが、こちらにつきましては第1条の事業執行の目的に沿ったものについてのみ全部あるいは一部を処分することができるということにしてございまして、大和町では23、24年度と対象事業を展開することにいたしておりますので、24年度で全体の取り崩しを終了する見込みといたしてございます。

施行期日につきましては交付の日から施行することになってございまして、2ページでございますが、こちらは2年間という限定の期間でございますので平成25年3月31日限り、24年度末で効力を失うという規定を盛り込むことになっており、さらには残余がありました場合は国の方に返還をするという規定も加えられているものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続いて議案書の3ページでございます。

議案第2号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例。

大和町交通安全指導員条例の一部を次のように改正するものでございます。

あわせて、議案説明資料の1ページの方をお開きいただきます。

まず、町の交通安全指導員につきましては、その目的としましては大和町における道路交通の安全を保持するため交通安全指導員を設置し、その

任務を第2条で町長の命令により警察機関及び交通安全推進機関との緊密な連携を図り、交通の安全指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めるものとしております。

現在交通安全指導員につきましては定員28名であります。現員につきましては24名でございます。欠員につきましては町の広報誌や各地区区長さんを通じて推薦等お願いをしておりますが、なかなか定員に達していない状況でございます。

現在の指導員の年齢構成を見ますと、30歳代が2名、40歳代が6名、50歳代が11名、61歳以上が5名という状況でございます。さらに、このうち56歳から65歳までの方を見ますと12名というふうな状況でございます。現在条例で定めております65歳未満までとした場合欠員が多くなることが予想されますし、新規隊員もなかなか厳しい状況から、任期を延長しようとするものでございます。

条例の第3条の部分でございますが、新しい方ではありますが、「本町に居住する年齢満20歳以上65歳未満の者。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない」という文言を追加させていただきまして定年の延長を図りたいというふうに思っているところでございます。

議案書の方に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものとするものであります。

続きまして、議案第3号でございます。

新旧対照表は2ページであります。

議案第3号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正いたすものでございます。

職員の服務の宣誓に関しましては、本条例の第2条で、新たに職員となった者は任命権者の前で宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないというふうにされております。

その宣誓書の内容であります。旧の方と新の方を見比べていただきたいと思っております。旧の方では、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務に遂行するこ

とを固く誓います。」というふうな宣誓書の内容でございます。現在、大和町は町制施行55周年を経過し新庁舎で新たなスタートを切ったところであり、また、新たな住民の方たちの増も見込まれるところであります。こういったことから新たに、新の方であります、「私は」の2段目の方から見ていただきたいんですが、「私は、大和町職員として」という大和町職員という文言と、次の段、「大和町民全体の奉仕者」の部分、これを新たにつけ加えまして、大和町の職員としての自覚と大和町民全体の奉仕者であるとの使命感を強く持つよう宣誓書の内容を見直すものでございます。

附則としまして、この条例につきましては公布の日から施行いたすものでございます。

続きまして5ページの方をお開きいただきます。新旧対照表の方は3ページであります。

議案第4号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正をいたすものであります。

新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日より施行されることにより、町の条例につきましても関係条文の改正を行おうとするものでございます。

まず第2条であります、育児休業することができない職員の改正内容であります。一定の要件を満たす非常勤職員につきましては、新たに育児休業することができるものとしてあります。3号のアの部分であります、(ア)につきましては、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員につきましては、育児休業することができるものとしてあります。同様に(イ)につきましても、子の1歳到達日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員、(ウ)としまして、勤務日の日数を考慮して町長が定める非常勤職員。片仮名のイの部分であります、イとしまして、子供の1歳到達日に育児休業している非常勤職員で町長が定める場合に該当する非常勤職員。片仮名

のウであります。ウとして、任期の末日まで育児休業している非常勤職員で任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業しようとする非常勤職員であります。

4 ページの方をお願いいたします。

第2条の2であります。第2条の2は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日について規定をしたものであります。非常勤職員が育児休業することができる期間の末日について、該当する事由に応じて、まず第1号につきましては子供の1歳到達日まで。第2号では、配偶者が1歳到達以前に育児休業を取得している場合、非常勤職員本人が育児休業を取得する場合は、子供が1歳2カ月まで取得できるものとしたものであります。第3号は、1歳から1歳6カ月に達するまでの子供を養育するため、非常勤職員または配偶者が子供の1歳到達日に育児休業している場合で、子供の1歳到達後に育児休業することが特に必要と認める場合として町長が定めた場合に、子供が1歳到達日の翌日から1歳6カ月に達する日までを育児休業ができるものとしたものであります。

5 ページの方であります。第2条の3については、これは条文の繰り下げになります。

第3条につきましては、再度育児休業をすることができる特別の事情の改正であります。

6 ページの方です。

新たに第6号としまして、第2条の第3号に掲げる場合に該当する場合は再度育児休業ができる場合。さらに第7号としまして、任期の末日まで育児休業している非常勤職員が任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業しようとするのが追加されたものであります。

第17条は、部分休業することができない職員についてであります。第1号は、2号の部分の追加により規定の整理をいたしたものです。第2号につきましては、部分休業をすることができない職員として一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員、これは再任用短時間勤務職員を除く場合がありますが、これを新たに追加したものであります。

7 ページの第18条であります。

第18条は部分休業の承認に関する部分でありまして、第1項は非常勤職員、再任用短時間勤務職員を除くものであります。非常勤職員について、

部分休業することができることとしたことに伴う規定の整理を行ったものであります。第2項は、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことによる文言の整理を行ったものであります。第3項につきましては、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から6時間を減じた時間の範囲内、これは最長で2時間で行うものとし、育児休業を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲と規定をしたものであります。

議案書の方に戻っていただきます。8ページであります。

附則としまして、この条例につきましては平成23年4月1日から施行いたすものであります。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは議案書の9ページをお願いいたします。あわせまして、先ほどの説明資料の8ページをお願いいたします。

議案第5号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料の方でご説明申し上げます。

従来につきましては、行政財産につきましては土地のみに貸し付けが認められていたところでございますが、地方自治法の改正によりまして土地以外の部分、つまり建物部分まで貸し付けの範囲が拡大されたことに伴います条例の改正でございます。

説明資料の8ページの旧の部分でございますが、そちらの条文の説明事項、上に括弧書きで書いてございますが、そちらの文言のところで、「行政財産である土地の無償貸付け」ということで、土地というふうに文言が入っております。条文内容につきましても「土地を貸し付ける」ということで、土地のみが許される範囲ですというふうに規定がされておりました。それが拡大されたことによりまして、新の方をごらんいただきますが、その部分の「土地」という文言を削除いたしました。削除することによっ

て拡大しますという内容の改正を行うものでございます。

議案書の9ページに戻りますが、この条例は交付の日から施行するものでございます。

次に議案書10ページの議案第6号でございますが、大和町特別会計条例の一部を改正する条例でございますが、こちらも前段施政方針の中でお話ございましたけれども、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしまして、従来の老人保健特別会計につきましては後期高齢者の方に移行することになったわけでございますが、従来の医療の請求部分については3年間猶予を行って整理を行うということに規定されておりました。23年3月末日で3年間の期限が満了いたしますことから、平成23年4月1日から廃止をするものでございます。2項の方に経過措置といたしまして、22年度の決算につきましては従来どおり整理を行うという経過規定を措置したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは議案書の11ページ、議案第7号でございます。新旧対照表につきましては10ページからとなっております。それからもう一つの資料でございますが、議案説明資料、議案第7号関係、都市建設課というふうに書いてあります資料、これにつきましてお聞きいただきたいと思っております。

今回の用途地域の見直し、地区計画の見直しの関係を取りまとめた資料でございます。

それでは、議案第7号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、都市建設課資料の方をお開きいただきたいと思います。1ページ目でございます。

1の吉岡南第二地区の都市計画の変更理由でございます。吉岡南第二地区につきましては、平成13年5月に市街化区域に編入され、居住系・商業系の土地利用を前提として用途地域及び地区計画が定められております。平成21年3月に策定されました第4次総合計画では、吉岡地区を本町の中心市街地として、また仙台北部圏域の中心として整備していくことにいたしており、平成22年5月に策定された仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、これまでの拡大基調から集約市街地の形成へと転換が示されたところでございます。これらの方針を踏まえまして昨年9月に策定されました大和町都市計画マスタープランにおいて、吉岡地区は既存の商業地と吉岡南第二地区の商業地及び沿道サービス地等の一帯のエリアを中心市街地と位置づけ、商業、行政、医療、福祉などのさまざまな都市機能を集積して、本町の中心市街地としての役割を担うコンパクトな中心市街地の形成を図ることとしたところでございます。以上のことから、店舗、飲食店等商業施設はもとより総合的なディーラーや自動車修理工場、さらには劇場、映画館など娯楽施設等の集積を可能とするため、また、今後の高齢化社会に対応して日常的な生活利便施設が身近にある、歩いて暮らせる快適なまちづくりを目指すため、用途地域及び地区計画の変更を行うものでございます。

用途地域について先にご説明をさせていただきたいと思います。

用途地域の見直しをしたところは2カ所でございます。沿道サービスA地区というところでございます。これにつきましては3ページの図面をごらんいただきたいと思います。1カ所目は吉岡南第二のA地区でございます。吉田落合線の南側でございます。この図面の一番南側でございます。第二種住居地域から準住居地域に変更した箇所でございます。もう1カ所は低層住宅B地区というところでございまして、これにつきましては

町道吉田落合線から天皇寺柿木線に至る町道古熊野堂線の沿線の部分でございます。表示したところでございます。これにつきましては、第一種低層の住居専用地域から第二種住居専用地域に拡大したところでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、①の沿道サービスA地区のところでございますが、これにつきましては先ほど申しましたとおり第二種住居地域から準住居地域への変更でございまして、これにより200平米未満の劇場・映画館、150平米以下の作業場を持つ自動車修理工場、倉庫業の倉庫が建築可能というふうな形に拡大になっております。また、低層住宅B地区でございますが、これにつきましては周辺の地区と調和を図りながら日用品などの店舗兼用の住宅を配置した住宅地の形成を図るとしておりまして、これを第一種低層から第二種低層に変更する、拡大するものでございます。これによりまして日用品の販売店舗や喫茶店あるいは理髪店、建具屋等のサービス業用の店舗が建築可能となるものでございます。

続きまして地区計画の変更についてご説明をさせていただきますが、初めに2ページの方の4の地区計画の変更経過でございます。用途地域の変更とあわせまして地区計画の変更も見直しをしておったところでございますが、経過につきましては昨年の9月21日に地区計画の変更案を確定しておりまして、その後9月27日から10月12日まで原案の縦覧を行っております。10月の13日から10月の19日まで意見書の提出を求めておりますが、意見書の提出はございませんでした。10月25日に住民説明会を吉岡コミセンで行っております。用途地域の見直しと一緒に行ったところであります。12月10日から24日までは地区計画の案の縦覧を行ってございます。本年に入りまして1月7日に町の都市計画審議会に提出しておりまして、変更案承認の答申をいただいております。1月14日に知事への承認申請をしております。2月10日に知事の同意をいただいているところでございます。

それでは、地区計画の変更の内容につきましてご説明をさせていただきます。資料の1ページの①のところでございます。それから、新旧対照表につきましては10ページからになります。

まず1点目でございますが、字区域の変更についてであります。これにつきましては、別表1の吉岡南第二地区の区域の中で地区計画設定の区域から除かれている箇所について点検をいたしましたところ、吉岡字柳ノ町、東柿木、西柿木の一部が地区計画から除外されていることがわかりました

ので、これらの区域について全部から一部に変更するものでございます。あわせて吉岡南3丁目の一部を編入することとしてございますので、それを追加するものでございます。

続きまして、別表第2の低層住宅B地区でございます。これは先ほど申し上げましたところでございますが、これにつきましては低層住宅A地区から低層住宅B地区に用途が変更される箇所がございます。B地区に拡大したところがございます。A地区では建築可能であった地区集会施設等をB地区においても可能とするため、建築できるものに図書館等を加えるものでございます。この図書館等の中に地区集会所も含まれるものでございます。

続きまして沿道サービスA地区でございます。これは先ほど申しました準住居地域の箇所でございます。これにつきましては、建築してはならないものから、新旧対照表では11ページのアのところでございますが、共同住宅、寄宿舎、イのところの兼用住宅で非住宅部分の面積が50平米以内のもの、ウの図書館等、オの老人ホーム、保育所、カの老人福祉センター、児童厚生施設、これらを除くものでございます。したがってこのことから、予定されております特別養護老人ホームの建設については可能ということになるものでございます。建築してはならないものからこれを外したということで、建築可能とするものに変更するものでございます。

続きまして、新旧対照表の12ページをお開きいただきます。沿道サービスのB地区でございます。これにつきましては、建築してはならないものからイの兼用住宅で非住宅部分の面積が50平米以内のもの、ウの図書館その他これらに類するものを除くものでございます。建築可能とするものでございます。

それから沿道サービスD地区、D地区につきましては都市建設課資料の4ページの図面をお開きいただきたいと思います。この中で、旧来は現行計画では黄緑色になってございます沿道サービスB地区と書いてございますが、これを沿道サービスB地区とD地区に区分したものでございます。沿道サービスD地区につきましては、東側の記載しているところでございます。これを二つに分けて用途を、それぞれ地区計画を設定したものでございまして、このD地区におきましては町道高田大童線沿線でございます。沿道サービスB地区から分離して、建築規制は沿道サービスB地区と

ほぼ同じでございます。用途は同じでございますが、ここで共同住宅、寄宿舎は建築可能というふうにしたものでございます。したがって、この地区でのアパート等の建築を可能とするものでございます。

続きまして新旧対照表14ページになりますけれども、別表第5、11条関係ということでございますが、建築物の高さの制限をするものでございます。沿道サービスD地区、B地区から分割したD地区について新たに制限をするものでございまして、B地区と同様にD地区の建築物の高さの制限は15メートルとするものでございます。

それから別表第6の14条関係、建築物の規定の適用除外に関するものでございます。これにつきましてもD地区に関するものでございまして、公益上必要な建築物については第9条建築物の敷地面積の最低限度200平米は適用しない。それから沿道サービスD地区の建物の出窓、物置、自動車車庫については第10条の建築物の壁面の位置の制限1メートルを適用しない。建物については敷地から1メートル離して建てることになっておりますが、これらについては適用しないというような条文をD地区においても同様に制限するというものでございます。

内容については以上でございますが、議案書の13ページをお開きいただきまして、この条例の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

14ページでございます。

議案第8号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を廃止する条例でございます。

大和町企業立地及び早期操業を促進する条例につきましては、企業の早期操業を促進することを目的としまして平成21年3月に条例を制定し、平成21年4月から施行しております。対象としましては、町の企業立地促進条例による用地取得助成金の対象とならない区域、仙台北部中核工業団地

と大和流通工業団地でございます。事業用地として3,000平方メートル以上、さらに平成22年3月31日まで操業を開始しました企業立地促進法による県の承認企業、さらに町企業立地促進条例による町指定企業社でございます。結果としまして対象となった企業は1社でございますが、平成21年度、22年度で交付が終了しますことから、大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を廃止しようとするものでございます。

附則としまして、施行期日でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。2としまして経過措置でございますが、この条例の施行前に廃止前の条例の規定に基づいて奨励金の交付を受けた者で、大和町企業立地促進条例第13条の規定に基づき指定を取り消される者に係る奨励金の返還については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）
それでは議案書15ページをお願いいたします。

議案第9号 平成22年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4億4,661万5,000円を追加いたしまして、総額を88億75万5,000円とするものでございます。

2項につきましては、第1表の内容につきまして歳入歳出予算補正によるもの、第2条は繰越明許費を規定したものでございます。

すみませんが、先に議案書の21ページをお願いいたします。平成23年度へ繰り越しして執行する見込みのあるものについて、限度額の内容で記載をいたしましたものでございます。

最初に、2款1項の役場跡地等土地利用基本計画策定業務につきましては単独での内容でございます。次の公共料金事前通知振替対応財務会計修正業務というものにつきましても単独でございます。電力等の各課にまたがる料金の支出業務につきまして、もう少し簡便にできるようなソフトの

制作に関連するものでございます。次の吉岡小学校屋内プールにつきましては、SACO関連での繰越予定のものでございます。

3款1項社会福祉費の保健福祉総合センター防犯カメラにつきましては、きめ細かな交付金事業の内容によるものでございます。

5款1項農業費の県営ため池等整備事業の勝負沢地区につきましては県の繰り越しによるもの、補正で増加した部分についての負担金部分を繰越措置するものでございます。下の大角地区につきましてはきめ細かな交付金対象のものでございます。

7款2項道路橋りょう費の町道等整備事業につきましては、数本ございますが、きめ細かな交付金対象事業、その下の吉田落合線道路改良工事につきましては国の交付金事業のものでございます。

8款1項消防費の小型動力ポンプ庫新築工事につきましてはきめ細かな交付金対象事業、防火水槽撤去工事につきましては単独での施工でございますが、他の工事との兼ね合いから繰り越しの予定のものでございます。

9款2項小学校費、難波分校体育館床改修工事はきめ細かな交付金の事業でございます。単独で設計等々を行っておりまして、床下からの水蒸気蒸発というんですか、その水分の蒸発があつて床下がかなり傷んでいるということで、こちらの床下の土からの蒸気上がり部分を抑えるという内容で検討した場合少し増額が必要かということで、以前は1,260万円とご説明申し上げておりましたが、その内容、完全にするというので1,890万円の数字に今回補正内容で変更いたしてございます。

5項の保健体育費につきましては給食センターピット内蒸気往管更新工事については、きめ細かな交付金事業の内容のものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、町税の町民税並びに固定資産税、都市計画税につきましては、22年度の収入見込の額によりまして追加補正をいたしてございます。

2款1項自動車重量譲与税につきましては、3月交付等を含めましてこれまでの交付分等によりまして推計により減額をいたしてございます。

3款の利子割交付金から4ページの3段目の地方消費税交付金まででございますが、こちらは県の通知によって今回補正をいたしてございます。全体として県全体での対応、それで案分配分での通知が行われるので、そ

の3月の見込額という通知がございました。その額に合わせて調整をいたしました。一部その後交付の通知がありまして、以前に通知があった数値と若干違った内容のものがございますので最終の整理も若干必要な場合もあるかもしれませんが、今回は県の通知額に合わせてございます。

4ページの下から2表目のゴルフ場利用税交付金については、推計により行っております。

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、決定額により補正を行っております。

5ページ、地方特例交付金については既に完了いたしておりますので、その内容で補正をいたしてございます。

11款の地方交付税につきましては、再算定が行われまして普通交付税の額が決定してございましたが、その未措置分につきましては今回措置をいたしてございます。特別交付税につきましては12月交付のみで、3月交付はまだ通知がございませんので、今回当初の予算のままといたしてございます。

13款1項の分担金から6ページの2表目の使用料の手数料部分までにつきましては、収入見込により調整を行ってございます。

15款の国庫負担金、それから国庫補助金につきましては、事業執行によっての実績、そういったものから変更調整を行ってございます。

7ページの方をお願いします。

7ページの一番上の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、こちらは王城寺原演習場があることに伴いまして交付金が交付されるわけでございますが、当初7,000万の措置でもって事業の執行を行ってまいりましたが、2次配分として今回の補正額1,782万7,000円が増額となりましたので、その分の補正を行うものでございます。充当します事業につきましては7款、2款の中で既に歳出としてある程度プラスした措置をしておりましたのでそちらで事業の執行を進めて、今回は特定財源としての充当振分を行うことにいたしてございます。

7目のものにつきましては、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては前段ご説明申し上げました国の補正によりまして措置されたもので、きめ細かな交付金につきましては一括配分で3,476万9,000円の通知がありましたので、その全額を措置いたしてございます。

歳出の方でこれらの経費を措置いたしまして繰り越しという扱いをさせていただきます。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、1次、2次との配分がございまして、1次の配分は752万5,000円でしたが、その財源を使いまして事業計画を立てて申請をし、その事業計画の内容も含めて2次配分を行うということでございました。その結果、計画総額1,958万円との差額1,205万5,000円が2次配分ということで通知がございましたので、計画全体につきまして交付金で対応する内容となったもので、今回は全額措置し、基金への積み立てを行う予定のものでございます。

委託金につきましては防衛局からの委託増額通知があったものでございます。

県支出金につきましては、最初の部分の民生費につきましては、国支出金と同様当該事業の負担割合に伴いまして増額を行うものでございます。

補助金につきましても事業執行等によりましてその実績等から調整を行うものでございます。

8ページの下段の委託金につきましてもそれぞれ委託事業の精算等に伴いまして整理を行うもので、県民税取扱費につきましては増額見込で増額補正を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、民生費の寄附金につきましては例年寄附をちよだいいたしてございます宮中販からのもので科目設定の1,000円を除いた分、総額30万円といたすものでございます。教育費の寄附金につきましてはいただいた部分についての整理を行うものでございます。

19款の特別会計繰入金につきましては、老人保険特別会計が22年度最終年度で調整として当初措置してございましたけれども、繰越金があった内容に対しまして実質の支出がほとんどないということで収入が上回る状況になりましたので、過去に一般会計から繰り出していた分を時間差でもって繰り戻すというような措置で繰入金の措置をいたしたものでございます。

繰越金につきましては、21年度分の未措置分の措置を行ったものでございます。

雑入等につきましては、現在までの収入部分の整理を行ったものでございます。場外車券売場につきましては車券の売上総額等の減少見込から減額補正を行うもの。それから雑入のところの4段目の地域振興事業助成金

につきましては、地域振興協会が全体として全国的に行っているものでございますが、オータムジャンボの売上金の配分の金額が主たるものでございます。

一番下のその他の収入につきましては、21年度で物品基金を廃止いたしましたところですが、そちらの現金部分についての収入部分を今回の措置としたものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続いて歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、9節旅費につきましては議員に係る費用弁償、14節使用料につきましては車借上料、19節負担金につきましては政務調査費の精算見込により減額といたすものであります。

2款1項1目一般管理費であります。1節報酬につきましては特別職給料等審議会の精算に係るもの、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は人件費の調整によるものであります。このうち職員手当の職員退職組合の部分でございますが、中途退職者の増により不足分の補正をお願いいたすものであります。

以下、各科目下におきます人件費につきましては説明を省略させていただきます。

11ページの方であります。

13節の委託料につきましては、職員の健康診断料の精算見込分を、19節負担金につきましては研修等に係る分、23節公課費につきましては公用車の重量税に係る精算見込分であります。

2目文書広報費であります。11節需用費につきましては広報印刷及び町例規集加除の実績見込分に係るもの、19節補助金につきましてはふるさとCM制作チームへの補助を予定しておりましたが、今年度応募がありませんでしたので減額といたすものであります。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは引き続き3目の財政管理費でございますけれども、こちらの部分につきましては今回の3月補正の全体といたしまして収入額が支出予定額を上回った部分といたしまして、今後の備えの部分を含めましてまちづくり基金へ2億300万円を積み立てるもの。それから新たに設置をいたします住民生活に光をそそぐ基金に国から交付される額1,958万円を積み立て、23年、24年度の執行に充てるものでございます。

5目財産管理費につきましては、需用費につきましては新庁舎の電気料の不足見込分について追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては新庁舎の内容につきまして明確に推計できなかった部分も含めまして12月で補正をさせていただいたところでございますが、その後の暖房等々の兼ね合いで1月から3月までについて増額される見込みになったところから今回追加をお願いするものでございます。

12節の役務費につきましては新庁舎でひかり電話へ全体的に切りかえをした部分が多い割合になってございますので、その関係で電話料が少なくなった部分でございます。

委託料につきましては公会計の関連の委託経費、契約額によりまして10万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

6目企画費のうち11節需用費につきましては、町民バスのタイヤ等の消耗品につきまして精算見込により減額補正するものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして13節の委託料でございますが、テレビ共同受信施設4カ所の地上デジタル放送に係ります再送信同意申請業務委託に54万6,000円を、大和町管内図の制作委託費の確定による減額分29万4,000円の相殺で委託費の補正をお願いするものであります。

15節の工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設に係ります添加線の移設工事の精算見込分を、19節負担金につきましては3団体の確定見込による減額を、補助金につきましてはまちづくり活動推進団体の補助分を見込んでおりましたが応募がなかったため減額といたすものであります。

7目の電子計算費であります。11節の修繕料につきましては国保連合会への端末増設ネットワーク設定の修繕に係るもの、13節委託料につきましては公共料金事前通知対応財務会計修正委託の分369万6,000円が主なものでありまして、あわせてこの部分につきましては繰り越しをお願いいたすものであります。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして8日出張所費でございます。

9節の旅費につきましては、もみじヶ丘職員の出張旅費の精算確定による減額でございます。

12節の役務費につきましては、新庁舎の開設オープンによりましてもみじヶ丘とのファックス回線、直通回線が可能になったということで、電話回線料金の減額によるものでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

9目の交通対策費であります、交通安全指導員に係ります報酬及び交通災害保険料の精算見込による減額となるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

次に、11目女性行政推進事業費の8節報償費につきましては、男女共同参画推進講演会の講師謝礼について、精算見込により減額補正するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

13目諸費であります、昨年12月に行いました町政施行55周年記念大和町表彰式に係るものでありまして、8節報償費から12節役務費はそれぞれ執行確定見込により減額といたすものであります。

14目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費であります。この事業費につきましては、事業の確定見込等によりそれぞれ各費目について調整を行ったものであります。

まず13節委託料につきましては、町道小鶴沢線の測量設計、吉岡小学校プール改修工事の実施設計、町道流通平1号線の舗装改良工事の実施設計の確定によるもの。

15節工事請負費につきましては防火水槽3基分、まほろばホールの施設整備分、宮床難波線の舗装改良分、吉岡小プール改修工事に係る分、流通平1号線舗装改良工事の確定によるものであります。

18節備品購入費につきましては、小型ポンプ式軽積載車の確定によるも

のであります。

なお、15節の吉岡小学校プール改修工事の2,000万円につきましては翌年度への繰り越しをお願いいたすものであります。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

13ページの2款2項徴税费についてご説明いたします。

1目税務総務費につきましては人件費の調整でございます。

2目賦課徴収費の12節役務費につきましては、土地や家屋の登記事項証明書の発行手数料の精算見込により減額するものでございます。

13節委託料につきましても、不動産鑑定業務委託料などの各業務委託料の精算見込により減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして3項の戸籍住民基本台帳費でございます。

1目でございます。

11節の需用費につきましては窓口用の申請書、消耗品等の不足のため補正をお願いするものでございます。

14節につきましては、戸籍総合システムの精算見込によります入札差金の精算でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

4項選挙費であります。3日参議院議員選挙執行費であります。平成22年7月11日に執行されました第22回参議院議員選挙の執行確定により、各費目の精算を見込むものであります。なお、当日の投票率につきましては52.08%でありました。

4目県議会議員選挙の執行費であります。4月10日に予定しております投票日の確定により、それぞれ22年度分の調整により減額といたすものであります。なお、最終調整につきましては3月31日現在の専決をお願いいたすものであります。

続きまして5項1目の統計調査費でございます。統計調査費につきましては平成22年10月1日基準日の国勢調査、22年2月1日基準日の農林業センサス、22年12月31日基準日の工業統計調査費のそれぞれの精算見込により調整を行ったものであります。

16ページの方であります。19節の負担金であります。県農林統計情報協会につきましては22年4月に解散により減額といたすものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

3款の民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費でございます。19節につきましては人件費調整に係る社会福祉協議会への補助金増額計上でございます。

28節の繰出金につきましては、国保会計への精算見込による所要額の計上でございます。

2目の老人福祉費につきましては、介護保険特別会計への法定負担分及び人件費調整による計上でございます。

4目障害者福祉費でございます。全体的に事業執行見込による調整でございます。7節賃金であります。障害程度区分認定調査員に係る精算見込によるもの、8節報償費につきましては県精神保健福祉協会との共催による心の健康づくり講演会における講師謝礼でございます。

13節委託料であります。地域生活支援事業の在宅重度心身障害者訪問入浴サービス及び日中一時支援事業の利用実績見込による減額でございます。

19節の負担金補助及び交付金であります。負担金につきましては黒川地域行政事務組合で共同処理しております障害者自立支援審査会事務の負担金精算でございます。補助金でございますが、特別処遇加算費補助金であります。重度の知的障害者が通所する施設に対する加配職員の人件費補助、通所サービス利用促進事業補助金につきましては利用者の送迎を実施する通所施設に対する送迎に要する費用の補助、事務処理安定化支援事業につきましては施設側において職員の効果的配置により利用者に安定したサービスができるよう補助するものでありまして、それぞれ執行見込による減額であります。

20節の扶助費であります。重度障害者日常生活用具の給付利用実績見込によるものであります。福祉サービス費の給付につきましては、居宅介護等サービスにおいての利用精算見込からの計上であります。

次に5目のひだまりの丘管理費であります。11節需用費は燃料費の不足分を増額計上するもの、修繕料につきましては浴場温水の循環用装置の交換を行うもの、12節役務費につきましては本庁舎への事務所移転によりましての通信回線の減による減額でございます。

15節工事請負費につきましては、防犯カメラのアナログ画からデジタル化への改修としてモニター及びレコーダーの交換と1カ所の増設を行うものであります。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

6目の後期高齢者福祉総務費28節の繰出金につきましては後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。特別会計の精算見込額の確定による減額でございます。

続きまして2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。これにつきましては、1節から11節につきましては事務事業費の精算見込確定によ

る減額でございます。

13節の委託料、20節の旅費につきましては、乳幼児医療費の増額に伴う国民健康保険連合会への支払事務の委託料の増並びに医療費の助成の増による増額でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

次に4目の保育所費であります、次のページであります、7節賃金でございますが、臨時保育士、看護師の執行見込による減額でございます。

12節につきましては、23年度の臨時保育士の採用に係る紹介手数料10名分の計上であります。

13節、14節はそれぞれ執行見込による減額でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目児童館費であります。

1節と4節につきましては落合児童館の嘱託館長に係るものでございますが、22年度正職員が配置されたことによりまして減額するものであります。

13節につきましては、もみじヶ丘児童館の自動ドア装置交換業務の執行による残額精算に伴う減額でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

次に4款1項1目の保健衛生総務費であります、18節の備品購入費で

ありますが、3歳児健診等に使用いたします身長計の更新に伴う備品購入費であります。

28節の繰出金につきましては、戸別合併浄化槽特別会計への管理費充分の減額による補正でございます。

2目の予防費であります。

11節につきましては、新型インフルエンザ対策に係る消毒用医薬品の利用実績見込による減額でございます。

14節につきましては、検診時の医師送迎車借上料を減額するものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

3目環境衛生費の13節委託料につきましては、不法投棄監視パトロール、撤去作業委託ほか4業務、エコファクトリー水質検査・大気汚染検査委託、騒音測定委託、それから狂犬病予防集合注射業務委託の実績によります精算による減額補正でございます。

19節につきましては、町有害鳥獣被害対策協議会負担金として、熊駆除分につきましては実績見込により補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

5款1項1目農業委員会費の14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修バス借上料等の精算見込に伴い減額するものでございます。

3目農業振興費につきましては、8節報償費は農業系改善相談支援チーム員報酬の確定見込に伴います減額、9節旅費は認定農業者研修等の確定見込による減額でございます。

11節需用費は印刷製本費の確定見込による減額、19節負担金補助及び交付金につきましては産直リース事業、農業経営基盤強化資金利子補給費の確定見込に伴います減額、それから中山間地域等直接支払交付金につきましては、1ヘクタール未満の飛び地の団地も対象になるなど団地要件が緩和されたことによります面積の増加に対する補助金を増額計上いたすものでございます。

次、19ページでございます。

5目農地費の9節旅費でございますが、現地等検討協議会の確定見込による減額でございます。

11節需用費は消耗品費の確定見込による減額、13節委託料は国補正予算関係のきめ細かな交付金対象事業の県営ため池等整備事業大角地区調査測量設計業務に伴います増額と農地地図データ情報データ整備事業の精算見込による減額でございます、全体で増額補正いたすものでございます。

なお、県営ため池等整備事業大角地区調査測量設計業務につきましては翌年度への繰り越しということでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金として県営ため池県営土地改良事業勝負沢ため池事業の事業費確定見込に伴います増額補正、八志田堰用水路改修事業につきましては確定見込に伴います減額、また補助金として排水機場洪水調整事業費として西川排水機場などの維持管理に要する費用の確定見合いで増額計上し、全体として減額補正いたすものでございます。

6目水田農業構造改革対策費につきましては、7節賃金は転作等現地確認員賃金の精算見込によるもの、8節報償費は先進地視察研修の講師謝礼の精算見込によるもの、9節旅費は転作視察研修旅費の精算見込によるもの、11節需用費は消耗品を町地域水田農業推進協議会で対応するものでございます。

13節委託料は、生産調整システム変更に伴うプログラム変更を行う町地域水田農業推進協議会で対応することによるものでございます。

14節使用料及び賃借料は水田台帳管理システムリース料や視察研修のバス借上料などの精算見込によるもの、19節負担金補助及び交付金の水田農業構造改革対策推進費は直播栽培事業について町水田地域農業推進協議会で対応するものでございます。

5款2項1目林業振興費13節委託料につきましては、松くい虫被害木伐倒業務の確定見込による減額。

次に20ページでございますが、15節工事請負費につきましては石塚林道横断工事等に係る確定見込による減額補正でございます。

6款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としての町中小企業振興資金保証料の増額と県労働協会解散見込による減額。補助金については商店街にぎわいづくり戦略事業と町中小企業振興資金等利子補給に係る額の確定見込による増額補正でございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

休憩します。

再開は午後1時とします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

引き続き補正予算の説明をさせていただきます。

事項別明細書の20ページでございます。

7款土木費1項土木管理費1目の道路総務費の12節役務費につきましては、土地の分筆、所有権移転登記に伴います手数料について増額補正をお願いいたすものでございます。これにつきましては落合相川の岩ヶ川2号ため池の寄附分に伴います土地の分筆登記に係るものでございます。

続きまして2項1目の道路維持費でございますが、13節委託料につきましては除雪融雪業務委託に要するものでございますが、9月に予算化をしておりました除融雪委託料4,500万円でございますが、これにつきましては

は2月の初旬でほぼ使い切った状態になっておりまして、その後の不足を想定される分について補正をお願いいたすものでございます。

15節工事請負費につきましてははきめ細かな交付金事業により町道整備をするものでございまして、台ヶ森線、それから宮床小野線、関下線、それから町裏中道線の側溝修繕、中町下町線、大崎大平線の舗装改良工事に要するもので、全額23年度に繰り越しして実施しようとするものでございます。

2目の道路新設改良費12節役務費につきましては、町道中屋敷一番線、それから吉田落合線の道路改良工事に伴います分筆登記に要するものでございます。

21ページをお開きいただきます。

13節委託料につきましては、国交省それから防衛の補助事業におきます測量設計委託費の確定により減額をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、国交省補助事業において委託料の減分を工事請負費に回しまして吉田落合線改良工事を実施しようとするものでございます。本工事につきましては平成23年度に繰り越しして実施しようとするものでございます。

17節の公有財産購入費につきましては、吉田落合線の用地買収の取得額の確定により減額をいたすものでございます。

22節補償費につきましては馬場後石高線、中屋敷一番線の支障電柱移転及び町道中町下町線の道路修繕に伴います水道管の切り回し補償に要するものでございます。

4項都市計画費3目の下水道費の28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして8款1項消防費になります。

2目の非常備消防費につきましては、消防団員に係ります報酬及び表彰記念品代等、また2団体に対する負担金の精算見込になるものであります。

3目消防施設費につきましては、防火貯水槽設置工事の変更分のほか3カ所にあります小型動力ポンプ庫の新築工事になるものであります。なお、3カ所のポンプ庫に係ります841万2,000円につきましては平成23年度への繰り越しをお願いするものであります。

4目の水防費につきましては、8節水防協議会13名分の報酬及び12節通信運搬費について調整を行ったものであります。

5目災害対策費1節及び9節は防災会議委員の報酬及び費用弁償の精算見込分、13節委託料は家具の転倒防止委託につきまして3件、それから木造戸建住宅の耐震診断派遣業務委託については3件、それぞれ確定したことによる減額といたすものであります。

19節の負担金につきましては、地域衛星通信ネットワーク市町村等の無線局の管理費のほか講習受講者見込による減額といたすものであります。補助金につきましては、木造住宅の耐震改修工事助成申込1件、30万円だったことによる減額となっております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

9款教育費になります。

9款1項2目事務局費の25節につきましては、宮床中学校新体育館の建設の財源とするため学校校舎建設基金に積み立てるものでございます。

2項1目学校管理費7節であります。プールの監視員の賃金で確定によります減額でございます。

13節につきましては小学校業務員の業務委託及び教職員・児童の健康診断等の額の確定に伴う減額であります。

14節の機械借上料につきましてはコピー機械の借上料でございますが、使用枚数による支払いという方式を変更したことによる減額でございます。

2目教育振興費の11節につきましては、おおむね5年ごとに教科書が改訂されますが、今回平成23年度から使用する教科書が全改訂されます。それに伴い小学校教科指導用図書、教師用の教科書と指導書を購入するもの

でございます。4月から使用します前期分となっております。なお、後期分につきましては23年度の当初予算に計上しているところでございます。

13節につきましては、特別支援教育支援員及び学校教育支援員の業務委託の確定による減額でございます。

18節につきましては、来年度、23年度から新たに宮床小学校、落合小学校、吉田小学校に開設されます特別支援学級で必要となる備品を購入するものでございます。

3目11節につきましては、特別支援学級新設に伴う教室、それからトイレの修繕及び吉岡小学校体育館のステージ用幕等の修繕をするものであります。

23ページになります。

15節につきましては難波分校体育館の床改修工事を行うもので、きめ細かな交付金対象事業となっております。23年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

3項1目学校管理費13節につきましては、スクールバス及び学校業務員、教職員・生徒の健康診断の業務委託等の額の確定に伴う減額でございます。

19節につきましては、東北中学校アイスホッケー大会に宮城県の選抜選手として出場する1名に対する補助金でございます。

2目教育振興費1節と4節につきましては外国語指導助手、ALTですが、昨年8月に帰国しております。精算によります減額でございます。

13節につきましては、学校図書支援員業務委託の額の確定に伴う減額でございます。

18節につきましては、特別支援学級の新設に伴って必要となります備品を購入するものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

4項社会教育費1目社会教育総務費からでございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室等の事業確定見込によります事業費の調整及び減額となっております。

13節委託料につきましては、パソコン教室の事業費確定に伴う減額となっております。

2目公民館費でございます。

7節賃金につきましては、まほろばホール図書室臨時賃金確定見込による不足分をお願いしようとするものでございます。

8節報償費、9節旅費、12節役務費、14節使用料及び賃借料につきましては、公民館事業の確定見込によります減額となっております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、大和町連合青年団が全国青年大会に出場の補助金でございますけれども、合唱の部とバレーボールの部2種目出場予定でございましたけれども、バレーボールの部が出場できなかったこと等によります減額となっております。

3目文化財保護費でございます。

7節賃金ですが、事業費確定見込に伴う文化財嘱託員賃金の減額でございます。

4目まほろばホール管理費でございます。

11節需用費ですが、燃料費、光熱水費の不足見込額の補正をお願いしようとするものでございます。

12節役務費でございますけれども、こちらにつきましても電話料の確定見込分の不足分でございます。

13節委託料につきましては、まほろばホール各種施設管理点検委託確定見込によります減額となっております。

14節使用料につきましては、電話システムリース借上料確定見込に伴います不足分となっております。

25ページをお願いしたいと思います。

5項保健体育費2目体育センター管理費でございます。

12節役務費、消火ホース耐圧試験検査手数料でございます。

13節委託料、事業費確定見込による減額となっております。

4目総合運動公園管理費でございます。

12節役務費、消火ホース耐圧試験検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、事業費確定見込によります減額でございます。

14節使用料及び賃借料につきましても、事業費確定見込によります減額となっております。

5目ダイナヒルズ公園管理費でございます。

13節委託料につきましても、事業費確定見込によります減額でございます。

6目自転車競技場管理費でございます。

11節修繕料でございますけれども、自転車トラックバンク小破修繕料となっております。

13節委託料、18節備品購入費につきましては、事業費確定見込によります減額となっております。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

7目学校給食センター費でございます。

1節と9節につきましては学校給食運営審議会に係ります費用で、精算見込によります減額でございます。

12節につきましては、検便の検査手数料等の精算見込に伴う減額でございます。

15節につきましては給食センター地下ピット内蒸気往管更新工事でございますが、きめ細かな交付金対象事業となっております。23年度へ繰り越して工事を行おうとするものでございます。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

それでは議案書の方に戻っていただきまして、22ページをお願いいたします。

議案第10号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算でございます。

第1条としまして歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の予算の総額にそれぞれ7,914万円を追加し、総額を21億7,707万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正につきましては第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の31ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税につきましては、1目、2目とも国民健康保険税の収納見込額による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款の国庫支出金の1項国庫負担金、2項国庫補助金、5款の前期高齢者交付金、33ページの6款県支出金、7款共同事業交付金までにつきましては、それぞれ医療費の実績見込に基づきます負担金、補助金、交付金それぞれの補正でございます。

9款繰入金1項1目の一般会計繰入金につきましては、一般会計よりの法定ルール内繰入金の精算見込による繰り入れでございます。

5節のその他一般会計繰入金につきましては乳幼児医療費補助事務に要する補助金でございます。国民健康保険加入者の乳幼児の医療費の実績をもって左右されるものでございますが、このたびの減額は繰入額の確定によるものでございます。

次の34ページでございます。

2項の基金繰入金につきましては、本年度決算見込よりの必要額を繰り入れするものでございます。

10款は繰越金でございます。

35ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費につきましては、国民健康保険団体連合会の電算システム改修費用が確定したことに伴いまして市町村負担金につきましても確定した

ことによるものでございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費、2 項高額療養費、次のページの3 項葬祭費につきましては、医療費、葬祭費それぞれ実績見込による補正でございます。

3 款の後期高齢者支援金等から7 款共同事業拠出金までにつきましてはそれぞれ医療費の精算見込によるものでございまして、社会保険診療報酬支払基金並びに国保連合会への負担金でございます。

38ページでございます。

8 款保健事業費につきましては、1 項1 目の特定健診等事業費としまして健康診査受診者の受診率の実績に基づく委託料の減額でございます。

2 項1 目の保健衛生普及費につきましては、国民健康保険団体連合会へ委託しております医療費の通知代委託料の精算見込による減額でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

それでは議案書の25ページでございます。

議案第11号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算第3号でございます。

第1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に317万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,118万5,000円とするものでございます。

第2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては第1 表のとおりでございます。

事項別明細書41ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

1 款1 項1 目第1 号被保険者保険料の1 節現年度分特別徴収保険料、2 節現年度分普通徴収保険料につきましては、それぞれ収入見込による減額補正でございます。

3 款1 項1 目介護保険給付費につきましては、国法定負担分の給付見込

による補正であります。

2項1目調整交付金の1節現年度分調整交付金につきましては、法定負担分の交付見込額でございます。

2節地域支援事業交付金介護予防事業分であります。

3節の包括的支援事業・任意事業分の交付金につきましては、給付見込による減額補正でございます。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目の地域支援事業支援交付金につきましては、法定負担分ではありますが、介護保険給付費見込による減額補正でございます。

5款1項1目介護給付費負担金1節現年度分につきましては県法定負担分でありまして、介護給付費見込額による補正でございます。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金につきましては介護予防事業費、包括的支援事業費の県負担分についての見込額を計上いたしましたものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金1節から次ページの4節につきましては、法定負担分の町繰入分の補正でございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のための基金に戻し入れするものでございます。

9款3項4目雑入につきましては、介護予防サービスの収入見込による補正でございます。

44ページの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費8節の報償費につきましては、老人福祉施設、特別養護老人ホームの事業者選考委員会委員の謝礼精算によるものであります。

14節につきましては、グループホームすずらの土地借上料の精算見込による減額補正でございます。

2項1目賦課徴収費につきましては、納入通知システム改修業務委託の精算見込による減額補正でございます。

3項1目認定調査等費8節は認定調査に係る件数増による調査員報酬の追加計上、12節は介護認定に係る主治医意見書手数料の追加補正、19節は黒川行政事務組合での認定審査会への負担金について精算見込による減額でございます。

4項1目計画策定委員会費につきましては、1節、9節については介護

保険運営委員会開催に係る精算見込による減額でございます。

45ページをお願いします。

2款1項1目から4目につきましては、それぞれ介護サービス等費に係る執行見込による補正計上でございます。

2項1目高額介護サービス等費につきましては財源調整、同じく2目の高額介護予防サービス等費につきましては執行見込による補正、3目の高額医療合算介護サービス等費につきましても財源調整でございます。

46ページになりますが、3項1目及び2目につきましては執行見込による補正、4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては財源調整でございます。

5項1目審査支払手数料につきましては執行見込によるもの。

3款1項3目償還金につきましては、償還額の修正による補正でございます。

47ページをお願いします。

4款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費7節賃金につきましては、訪問調査等に要した看護師、栄養士等の精算見込による減額であります。

8節の報償費につきましては介護者の会研修会講師謝礼等の精算見込によるもの、12節は生活機能評価に係る郵送料でありまして、執行見込による減額、13節の業務委託料につきましては生活機能評価業務、口腔機能向上事業の執行見込による減額でございます。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費7節賃金につきましては、介護予防地区講座での精算見込による補正でございます。

8節の報償費につきましては出前講座に要したものでありまして精算見込によるもの、13節の業務委託料につきましては生活援助事業に要した事業でありまして精算見込によるもの。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費8節につきましては地域包括支援センター運営協議会委員への謝礼であります。ことしにつきましては介護保険運営委員会の同一メンバーであり同時開催のための減額を行ったものであります。

2目の総合相談事業費7節、11節につきましては高齢者の健康面、生活面の実態調査に要する経費でありましたが、職員が調査実施したものでありまして減額したものであります。

3目の権利擁護事業費については成年後見制度利用支援事業に係る利用
該当者がいなかったためによるものでありまして、弁護士報酬等の減額
計上であります。

4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費8節、11節につきましては
ケアマネジメントスタッフの研修会を実施したものでありまして、精算
見込によるものであります。

5目の任意事業費13節委託料であります。配食サービス業務委託、コ
ールセンター業務委託、機器の保守点検業務に要したものでありまして、
精算見込による補正でございます。

14節につきましては、コールセンター事業に要するレンタル機器の精算
見込による補正でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは議案書の28ページをお願いいたします。

議案第12号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算(第2号)
でございます。

予算の補正でございますけれども、1,761万2,000円を追加いたしまして
総額を1,974万9,000円とするものでございます。内訳は第1表のとおりで
ございます。

事項別明細書52ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、昭和11年に吉田村と宮城県で契約を締結い
たしました県行造林の樹木の売り払いによります分収割合に応じた分収金
の交付の収入、さらにその収入に対しまして昭和38年ごろに愛林公益会と
協定をいたしました協定書に基づく交付金、さらには県行造林の維持管理
等につきまして沢渡地区の保護組合がその任に当たっておりましたことか
らそちらの交付分の支出、残分について財産造成基金への積み立てを行う
ものでございます。

52ページの歳入でございますけれども、不動産売払収入といたしまして

1,761万2,000円の追加でございます。内容といたしましては、今回の県行造林の売り払いが吉田の沢渡北地区の県行造林でございます。対象面積が14.42ヘクタールになってございます。売却代金が消費税除きで3,505万円になってございます。その45%が財産区分、さらには5%プラス消費税が委託ということで沢渡保護組合への交付分という内容になっておりまして、その合計が1,761万2,000円になるということで収入の計上でございます。

それに対しまして支出の方でございますけれども、最初に4目の諸費の方をご説明申し上げます。こちらにつきましては財産区に交付された45%の半額で788万6,250円が愛林公益会への交付となっております。こちらは和町に合併以後愛林公益会が形成されたわけでございますけれども、旧来の吉田村有林につきましては県行造林等々があった場合そちらが解約になった以降は愛林公益会で山の管理を行うということでの協定になってございましたので、その後の植林に要する経費として分収金の2分の1の交付を受けるといふように協定が取り交わされておりましたので、それに要する経費として交付するものでございます。県行造林につきましては県の方で管理をするわけでございますけれども、地元におられる方々にその管理の代行をお願いするという契約になってございます。こちらにつきましては売払代金の5%を交付するということになっておりましたので5%プラス消費税の184万125円を沢渡地区の保護組合へ交付するということで、合計しますと交付分が972万7,000円、収入との差し引き788万5,000円を財産造成基金へ積み立てを行う内容とするものでございます。

なお、平成22年度末吉田財産区の財産造成基金の残高見込につきましては、1,159万7,000円の見込みとなっております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

それでは議案書30ページをお願いいたします。

議案第13号 平成22年度大和町奨学事業特別会計補正予算(第1号)

であります。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額し、歳入歳出予算案の総額をそれぞれ670万8,000円とするものでございます。

2項につきましては、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については第1表によるものでございます。

事項別明細書54ページをお願いしたいと思います。

最初に歳入です。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越分でございます。

4款2項1目1節の奨学費貸付金元利収入につきましては現年度分及び滞納繰越分の返還金で、見込みによります減額でございます。

次に歳出です。

1款1項1目事業費の貸付金につきましては、それぞれ22年度貸し付けの確定に伴います減額でございます。

2目事務費の25節につきましては、歳入歳出差引分を奨学事業基金へ積み立ていたすものでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして議案書32ページをお願いいたします。

議案第14号 平成22年度大和町老人保健特別会計の補正予算でございます。

第1条としまして歳入歳出の予算総額からそれぞれ7,000円を減額し、総額を1,433万1,000円とするものでございます。

2項としまして歳入歳出予算の補正につきましては第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の56ページをお願いいたします。

老人保険会計につきましては、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度により廃止が決定しております。精算事務期間として3年間あつ

たところですが、今年度、平成22年度をもって終了することとなったことにより、今回予算執行残額を全額一般会計へ繰り出す、戻し入れするものでございます。

内訳、明細につきましては、歳入としまして1款支払金交付金、6款諸収入につきましては科目設定部分の減額。次のページの歳出につきましても、2款医療諸費、3款諸支出金の還付金につきましても科目設定部分の減額、そして2項繰入金としまして22年度執行残額分全額を一般会計へ繰り出しするものでございます。

なお、平成22年度につきましては医療費の支出は一切ございませんでした。21年度の県からの過払い補助金の県への償還金104万円と9月議会の際の決算書印刷代6,100円のみでの支出でございました。

以上でございます。

続きまして議案書34ページをお願いいたします。

議案第15号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算につきまして歳入歳出それぞれ2,112万1,000円を減額し、総額を1億5,977万7,000円とするものでございます。

2項としまして歳入歳出予算の補正につきましては第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の59ページをお願いいたします。

59ページ、歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療保険料が宮城県後期高齢者連合会におきまして確定したことに伴いまして、市町村におきましても今回修正補正することになったものでございます。

1目の特別徴収保険料につきましては年金天引によるものでございまして100%相当、2目の普通徴収保険料につきましては95%の収納率で補正を計上いたしました。

3款繰入金1項一般会計繰入金につきましては、後期高齢者特別会計業務予算の精査見込額が確定したことに伴いまして一般会計よりの法定内繰入金も固まったことによりましての精算見込の補正でございます。

4款諸収入につきましては連合会よりの受託事務でございまして、特定健診受託料金が確定したことによる減額でございます。

5款につきましては繰越金の確定によるものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費につきましては、特定健診委託業務につきまして宮城県成人病予防協会への委託料の確定による減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会への保険料の納付額の確定によるものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは議案書の36ページをお願いいたします。

議案第16号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,045万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,657万4,000円とするものであります。

第2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

補正予算の詳細につきましては事項別明細書の62ページをお願いいたします。

62ページ、歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金につきましては、本年度収入見込額による増額補正をするものでございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、本年度収入見込額により減額補正をするものでございます。

3款1項1目下水道国庫補助金につきましては、補助事業に係る公共下水道事業費の確定による減額の補正であります。

4款繰入金につきましては、本年度事業収支の見込額により補正をするものでございます。

63ページをお願いいたします。

5款繰越金につきましては確定額による増額補正、6款諸収入につきましては、吉田川流域下水道の維持管理負担金の確定及び仙台市の下水道建設負担金の精算に伴う返還金であります。

次に64ページとなります。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費であります。

12節役務費につきましては調定件数の増加に伴う取扱手数料等の不足額を補正するもの、13節業務委託料につきましては水質調査業務委託額の確定による減額補正であります。

19節負担金につきましては、流域下水道維持管理負担金の確定見込により補正をするものでございます。

23節償還金利子および割引料につきましては、仙台小林製薬株式会社様の下水道使用料の還付金及び還付加算金について補正を行うものであります。

次に2項1目下水道建設費であります。

主なものですが、13節委託料につきましては委託契約額の確定による減額補正であります。

15節工事請負費につきましては、補助事業費の精算による工事請負費の所要額を補正するものであります。

19節負担金につきましては、流域下水道建設負担金の本年度負担額の確定により減額補正をするものでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、水道管の移設補償費の確定による減額補正であります。

65ページをお願いいたします。

2款1項公債費1目元金、2目利子につきましては、5%以上の高利の起債分を借りかえたことによります元金、支払利子分の減額に伴う補正でございます。

以上でございます。

続きまして議案書38ページをお願いいたします。

議案第17号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第3号)についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,692万円とするものでございます。

2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

補正予算の詳細につきましては事項別明細書の68ページをお願いいたします。

68ページ、歳入であります。

4款の一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の減額による補正であります。

6款2項の雑入につきましては、消費税還付金の確定による補正であります。

69ページになります。

69ページ、歳出であります。

1款1項1目一般管理費13節委託料につきましては、保守・清掃・点検業務の委託契約額の確定により減額の補正をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては水洗化改造資金利子補給金の確定により減額補正をするもの、2項1目合併処理浄化槽建設費15節工事請負費につきましては工事費の精算による減額補正でございます。計画10基に対しまして実績も10基となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては補助金額の確定により減額補正をするものでございまして、計画7人槽1基、10人槽1基の合わせて2基、これに対しまして実績が7人槽2基というふうな実績となっております。

2款1項公債費1目利子23節償還金利子および割引料は、支払利子の確定による減額補正であります。

以上でございます。

続きまして議案書の40ページをお願いいたします。

議案第18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条総則です。平成22年度大和町水道事業会計の補正予算は次に定め

るところによるもの。

第2条の収益的収支であります。平成22年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもの。

収入です。

第1款水道事業収益に16万8,000円を追加し事業収益計を8億203万4,000円とし、1項営業収益にも同額を追加し6億6,041万円とするものであります。

支出です。

第1款水道事業費用に33万5,000円を追加し事業費用計を7億9,009万3,000円とし、1項営業収益にも同額を追加しまして、7億5,906万4,000円とするものであります。

第3条議会の議決を経なければ流用できない経費であります。職員給与を16万7,000円追加し4,446万8,000円と定めるものであります。

事項別明細書の71ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算の内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入であります。

1款1項2目受託工事収益につきましては、町道中町下町線の道路整備及び大平下地区の下水道整備に伴う水道管移設に係る精算見込額による補正であります。

次に支出であります。

1款1項1目浄配水費の手当につきましては、年度中の漏水事故復旧等に係ります職員の時間外手当につきまして追加の補正をお願いするものであります。

2目受託工事費の委託料につきましては、収入の受託工事収益に対応しました道路の整備及び下水道整備の水道管移設工事に係ります精算見込による補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月7日の午前10時です。

午後1時49分 延 会